

平成30年4月1日施行
令和 6年4月1日改定

工事請負契約設計変更ガイドライン (土木工事編)

令和6年4月

世田谷区

目次

ガイドラインの策定の背景	1
第1章 設計変更	2
1-1 適用範囲	2
1-1-1 「工事請負契約設計変更ガイドライン（土木工事編）」の適用範囲	2
1-2 設計変更の基本事項	2
1-2-1 設計変更の基本的な考え方	2
1-2-2 条件変更等の対象事項	3
1-2-3 設計変更の対象とならないケース	5
1-2-4 設計変更の手続（契約約款第18条第1項関係）	6
1-2-5 設計変更の手続（契約約款第19条関係）	7
1-2-6 設計変更の手続（契約約款第21条関係）	8
1-2-7 設計変更の手続（契約約款第22条関係）	9
1-2-8 設計変更の手続（「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合）	10
1-3 設計変更の対象となる具体的な事例	11
1-3-1 図面、仕様書、発注説明書及び質問回答書が一致しない	11
1-3-2 設計図書に誤びゅう又は脱漏がある	11
1-3-3 設計図書の表示が明確でない	11
1-3-4 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が相違する	12
1-3-5 予期することのできない特別な状態が生じた	12
1-3-6 発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更	13
1-3-7 受注者の責によらない事由による工事の一時中止	13
1-3-8 受注者の請求による工期の延長	14
1-3-9 発注者の請求による工期の短縮	14
1-4 仮設及び施工方法等の設計変更	15
1-4-1 基本的な考え方	15
1-4-2 任意と指定の考え方	15
1-4-3 任意における不適切な対応事例	16
1-4-4 指定とする場合の事例	16
1-4-5 任意仮設と指定仮設	16
1-4-6 仮設の設計変更の留意点	16
第2章 設計図書の照査	17

2-1	「設計図書の照査」の基本事項	17
2-1-1	「設計図書の照査」に係る規定	17
2-1-2	「設計図書の照査」の位置づけ	18
2-1-3	「設計図書の照査」の範囲を超えるもの（事例）	18
第3章	工事一時中止	20
3-1	発注者の中止指示義務	20
3-2	工事を中止すべき場合	21
3-3	工事の一時中止に係る基本フロー	22
3-4	工事の一時中止に係る基本フローの解説	23
参考	工事の一時中止に伴う増加費用等について	25
1	増加費用に関する基本事項	25
1-1	本工事施工中に中止した場合	25
1-2	工期短縮を行った場合（当初設計から施工条件の変更がない場合）	26
1-3	中止に伴う増加費用の算定	26
1-4	増加費用等の構成	27
1-5	積算基準による算定	27
2	全部一時中止と一部一時中止の違い	29
3	全部一時中止と一部一時中止の積算内容の違い	30
4	工事一時中止の増加費用の適用範囲及び項目	31
5	工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについて	34
6	基本計画書の作成例	40
7	簡便法による積算の計算例	41
8	積み上げによる積算の請求書例	43
関連資料-1	施工条件明示の手引き（抜粋）	47

ガイドラインの策定の背景

▶ ガイドライン策定の背景

公共工事は、多様な制約条件の下で個別に設計・施工を行い、多岐に渡る目的物を完成させるものである。

発注者は、工事を円滑かつ適切に実施するため、工事施工上の制約となる施工条件を仕様書等に明示し、発注者と受注者の役割分担を明確にするとともに、施工条件が変わった場合の措置を明確にする必要がある。

工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第18条（条件変更等）に、施工条件が変わった場合等の確認手続、設計図書の変更等について定めているが、「施工条件の明示が不十分」及び「変更手続の認識不足」などの理由により、設計変更が適切に行われていないとの意見もある。

また、平成26年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）の第7条では、発注者の責務として、「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと」が明記され、設計変更が発注者の責務として法的に位置付けられた。

このような背景のもと、発注者と受注者がともに設計変更について十分に理解し、設計変更が適切かつ円滑に実施されるよう、発注者と受注者双方の責務や手続を明確にするほか、「工事一時中止」や「設計図書の照査」についても明確にし、設計変更の対象事項や設計変更に必要な手続などを明らかにすることにより、必要な設計変更を適切に行い、もって、公共工事の品質確保を図るため、本ガイドラインを策定した。

また、平成31年4月に一部一時中止の積算方法の見直し等が必要となったことから、本ガイドラインを一部改定した。

第1章 設計変更

1-1 適用範囲

1-1-1 「工事請負契約設計変更ガイドライン（土木工事編）」の適用範囲

「工事請負契約設計変更ガイドライン（土木工事編）」は、「土木工事」、「土木設備工事（電気）」、「土木設備工事（機械）」に適用する。

1-2 設計変更の基本事項

1-2-1 設計変更の基本的な考え方

工事の施工は設計図書に基づいて行うべきであるが、設計図書と現場等に差異が生じた場合は、当該工事との一体性を損ねない範囲において設計変更を行うこととし、その結果、契約金額や工期に変更が生じた際は契約変更を行う。

この場合、特に留意すべき点として、工種の追加が必要になった場合において、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難であり、一体施工の必要性から分離発注できないものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる契約金額の変更又は工期の変更を行うこととする。この場合において、指示等で実施を決定し、施工が進められているにも関わらず、変更見込金額が著しく増大となることを理由に設計変更に応じない又は設計変更に伴って必要と認められる工期の変更を行わないといったことがあってはならない。

なお、このいずれにしても、適切な設計図書と工期設定のもと、発注していることが前提であることは言うまでもない。発注金額を抑えるために分割発注し、発注後に一体施工を理由に設計変更するなど、設計変更を前提とした発注は、受注者に負担を強いるばかりか、適切な設計変更を阻害するものであり、厳に行ってはならない。

1-2-2 設計変更等の対象事項

契約約款において、条件変更等に関する事項は第18条（条件変更等）第1項に、設計図書の変更を発注者が必要と認めるときに関する事項は第19条（設計図書の変更）に、また、受注者の責によらない事由による工事の一時中止に関する事項は第20条（工事の中止）第1項に規定している。

契約約款第18条（条件変更等）第1項（抜粋）

- 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

契約約款第19条（設計図書の変更）（抜粋）

- 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。

契約約款第20条（工事の中止）第1項（抜粋）

- ～受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるとき又は第18条第1項の事実についての確認が、発注者と受注者との間で一致しない場合において、受注者が工事を施工することができないと認められるときは、発注者は、工事の中止について直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

契約約款において、設計変更となり得るケースは次のように規定している。

設計変更の対象事項	契約約款
1 支給材料、貸与品及び発生品の変更を発注者が必要と認める場合	第15条第7項
2 工事の施工が設計図書に適合しない場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由による場合	第17条第1項
3 図面、仕様書、発注説明書及び質問回答書が一致しない場合 (これらの優先順位が定められている場合を除く。)	第18条第1項第1号
4 設計図書に誤びゅう又は脱漏がある場合	第18条第1項第2号
5 設計図書の表示が明確でない場合	第18条第1項第3号
6 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が相違する場合	第18条第1項第4号
7 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合	第18条第1項第5号
8 受注者が行う「設計図書の照査」の範囲を超える作業を発注者（監督員）が指示した場合	第18条 第19条
9 発注者が必要と認め、設計図書の変更内容を受注者に通知して設計変更する場合	第19条
10 工事用地等の確保できない等のため又は自然的若しくは人為的な事象であって、受注者の責めに帰すことができないものにより、受注者が工事を施工できないと認められる場合又は条件変更等の事実についての確認が発注者と受注者との間で一致しない場合（受注者が行う「設計図書の照査」の範囲を超える作業が発生した場合を含む。）に、工事を一時中止する場合	第20条
11 自己の責めに帰すことができない事由により、受注者が発注者に工期の延長を請求する場合	第21条
12 特別の理由により工期の短縮を発注者が受注者に請求する場合	第22条

上記のほかにも、賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更（第25条）、臨機の措置（第26条）などにおいて設計変更する場合があることを規定している。

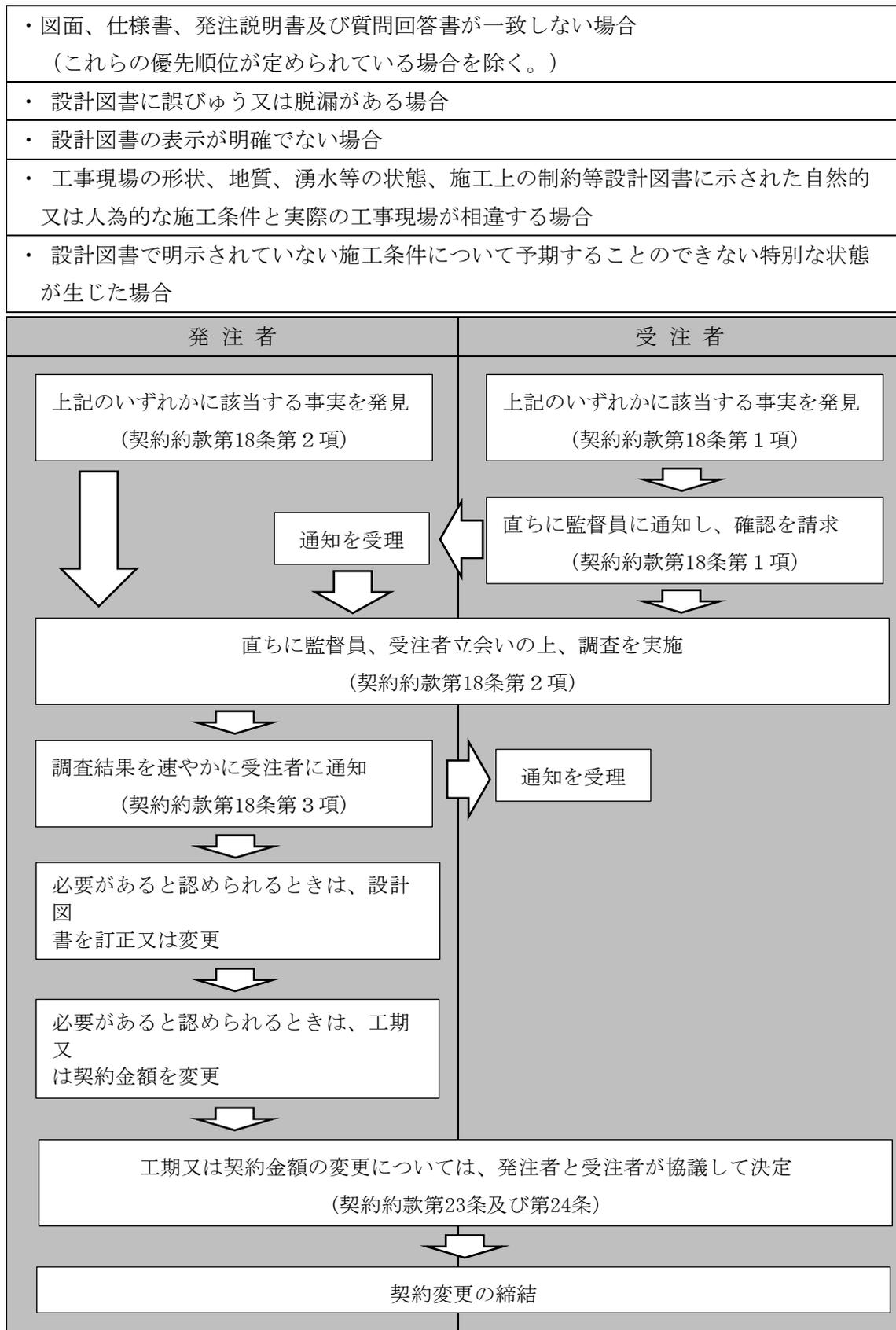
1-2-3 設計変更の対象とならないケース

次の場合は、原則として設計変更ができない。ただし、契約約款第26条（臨機の措置）により施工した場合はこの限りではない。

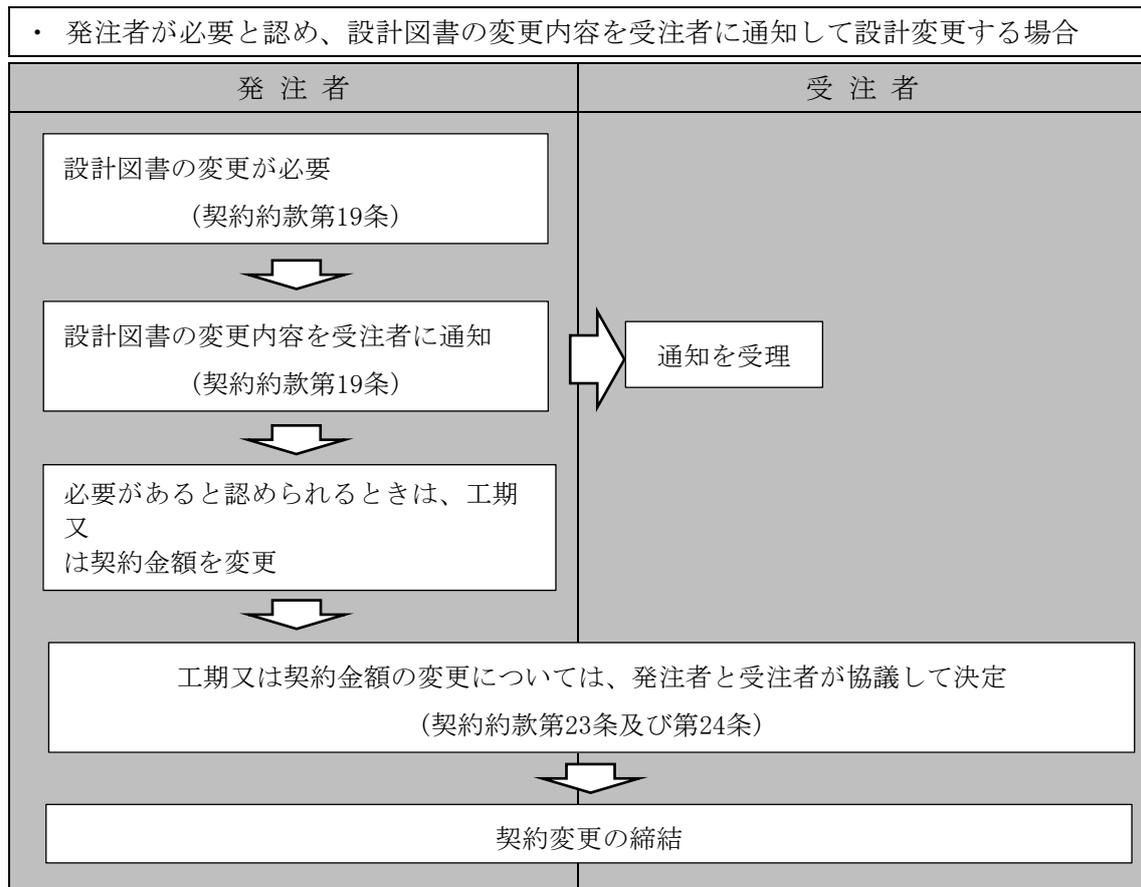
- (1) 契約約款第18条から第24条までに定められた手続及び東京都土木工事標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）に定められている所定の手続を経していない場合
- (2) 正式な書面による指示等によらないで施工した場合（口頭のみ指示・協議等）
- (3) 設計図書に条件明示のない事項について、発注者と協議を行わず、受注者が独自の判断で施工した場合
- (4) 発注者と受注者の協議が調わない時点で施工した場合
- (5) 「承諾」で施工した場合

※ 承諾とは、受注者自らの都合により施工方法等について監督員に同意を得るものである。設計図書と現場との相違や条件明示のない事項等については、契約約款第18条（条件変更等）で処理される必要があり、安易に承諾による施工を認めることは避けるべきである。

1-2-4 設計変更の手続（契約約款第18条第1項関係）

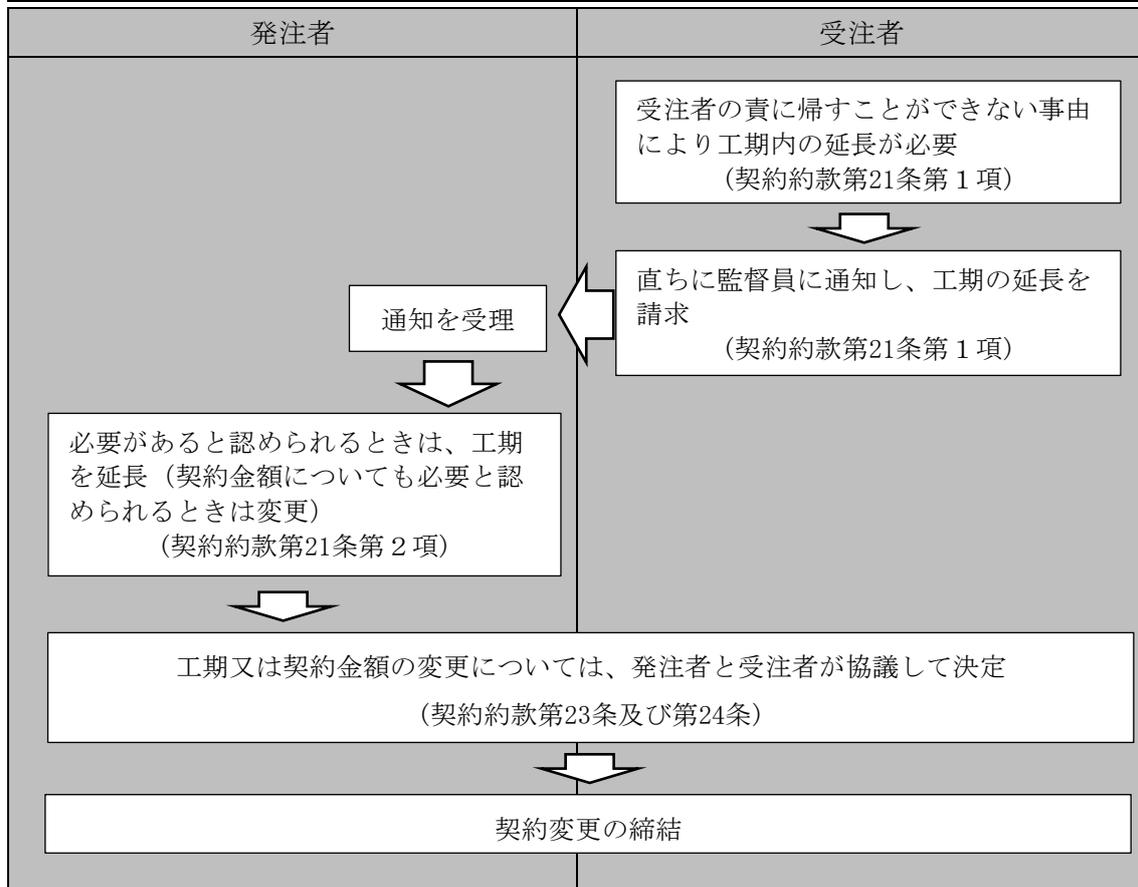


1-2-5 設計変更の手続（契約約款第19条関係）

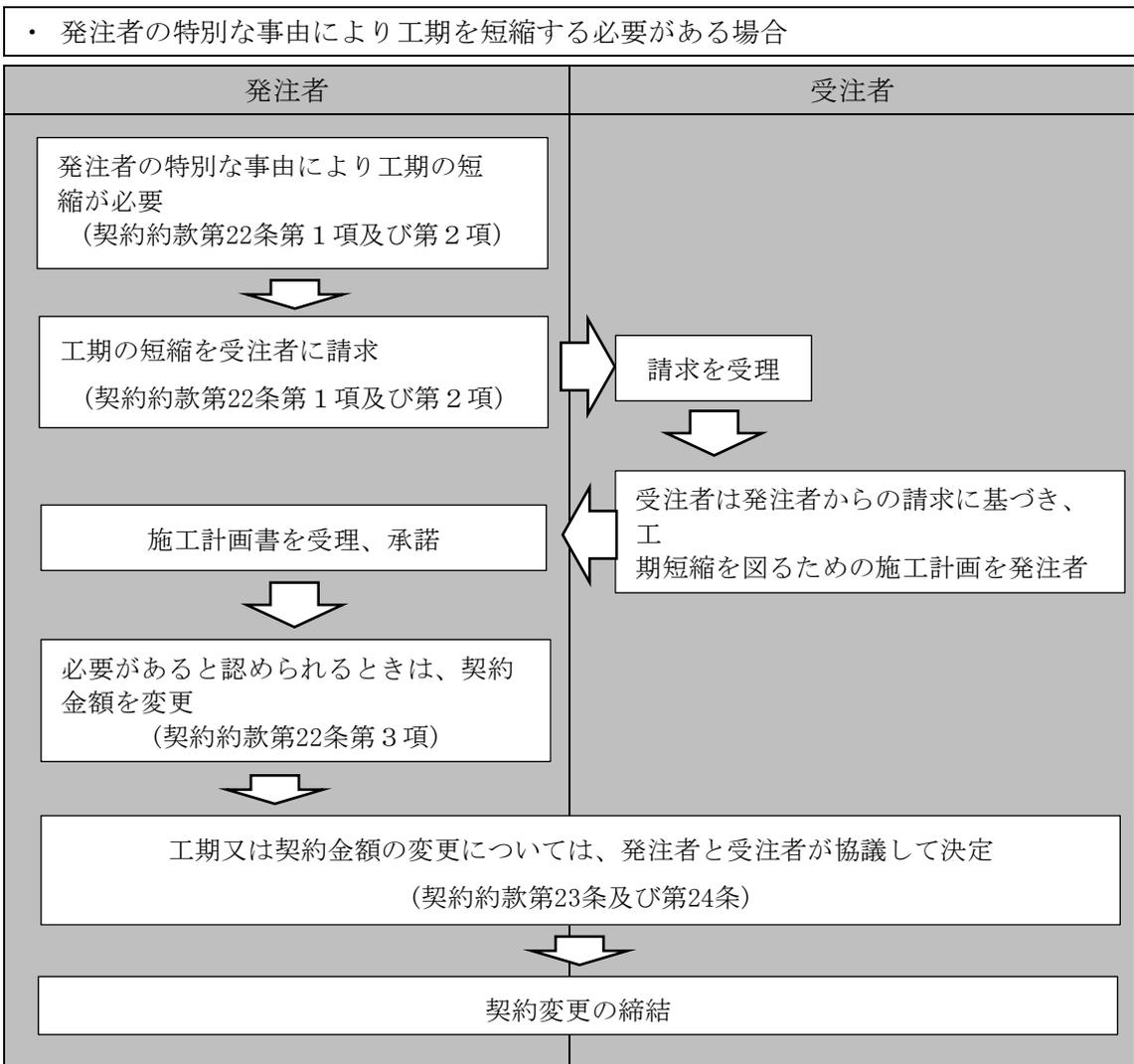


1-2-6 設計変更の手続（契約約款第21条関係）

- 受注者の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合

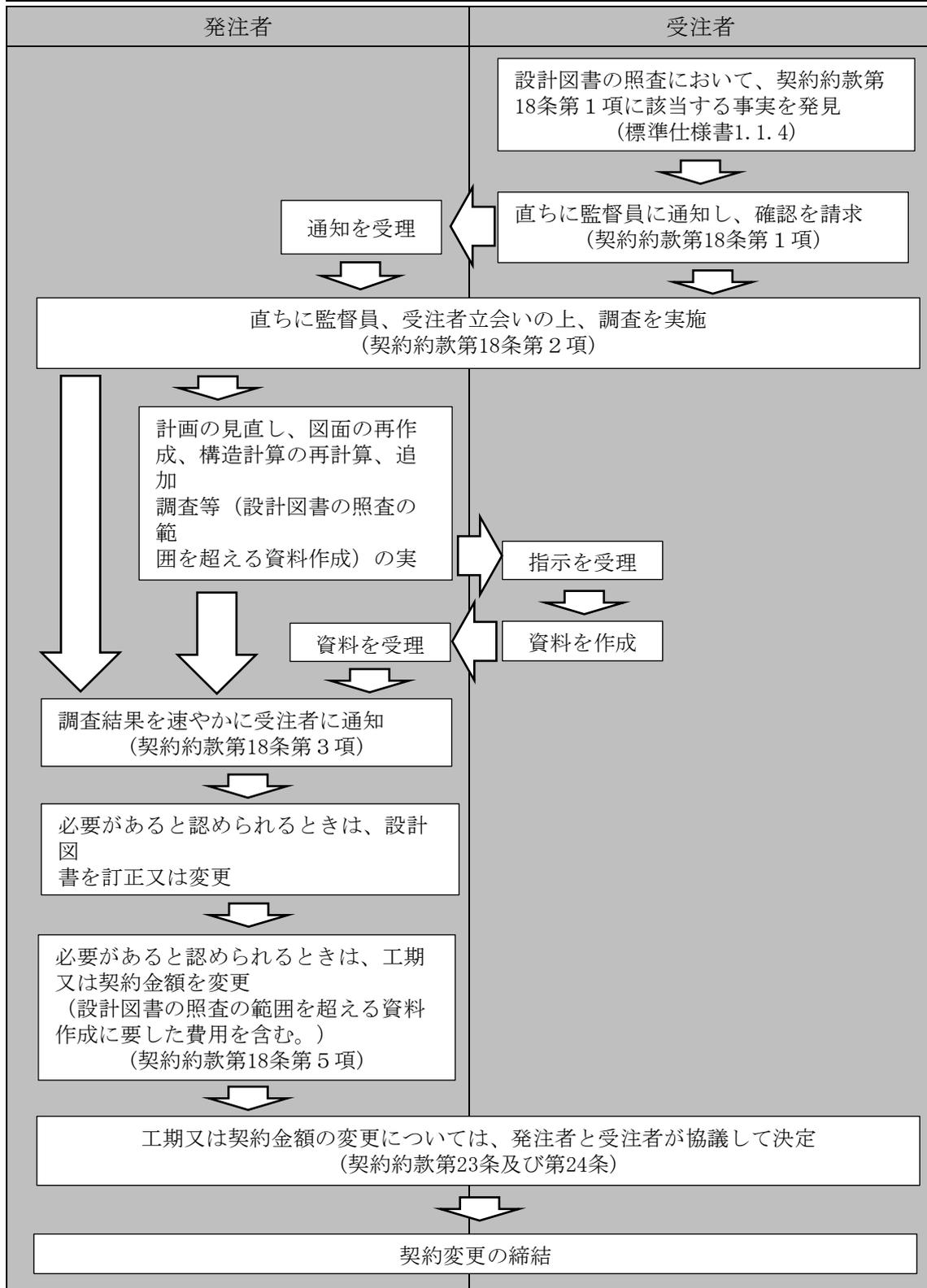


1-2-7 設計変更の手続（契約約款第22条関係）



1-2-8 設計変更の手続（「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合）

- ・ 受注者が行う「設計図書の照査」の範囲を超える作業を発注者（監督員）が指示した場合



1-3 設計変更の対象となる具体的な事例

1-3-1 図面、仕様書、発注説明書及び質問回答書が一致しない

約款第18条第1項第1号

○図面、仕様書、発注説明書及び質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

（説明）

- ・受注者は、図面、仕様書、発注説明書及び質問回答書が一致しない場合、発注者に発見事項を通知し、当該事実の確認を請求しなければならない。
- ・発注者は、受注者から確認を請求された場合、直ちに調査し、調査結果を速やかに受注者に通知しなければならない。

（事例）

- ・図面、仕様書、発注説明書及び質問回答書の材料寸法、数量等の記載が一致しない場合
- ・平面図と断面図の寸法、材料名、仕様等の記載が一致しない場合等

1-3-2 設計図書に誤びゅう又は脱漏がある

契約約款第18条第1項第2号

○設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。

（説明）

- ・受注者は、設計図書に誤びゅう又は脱漏があると思われる場合、発注者に発見事項を通知し、当該事実の確認を請求しなければならない。
- ・発注者は、受注者から確認を請求された場合、直ちに調査し、調査結果を速やかに受注者に通知しなければならない。

（事例）

- ・コンクリートの表記で、東京都の略称表記とJIS表記が混在している場合
- ・工事施工の制約条件である土質に関する条件明示がない場合
- ・工事施工の制約条件である地下水位に関する条件明示がない場合
- ・工事施工上必要な材料仕様について、明示がない場合等

1-3-3 設計図書の表示が明確でない

契約約款第18条第1項第3号

○設計図書の表示が明確でないこと。

（説明）

- ・受注者は、設計図書の表示が明確でない場合、発注者に発見事項を通知し、当該事実の確認を請求しなければならない。
- ・発注者は、受注者から確認を請求された場合、直ちに調査し、調査結果を速やかに受注者に通知しなければならない。

（事例）

- ・土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合
- ・水替工について、作業時又は常時排水などの運転条件等の明示がない場合
- ・図面の記載内容が読み取れない場合等

1-3-4 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が相違する

契約約款第18条第1項第4号

○ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が相違すること。

(説明)

- ・設計図書に明示されている施工条件と実際の工事現場の施工条件が相違する場合は、工事の施工方法や工事目的物を変更する可能性があるため、発注者に相違する事項を通知し、当該事実の確認を請求しなければならない。
- ・発注者は、受注者から確認を請求された場合、受注者立会の上、直ちに調査し、調査結果を速やかに受注者に通知しなければならない。
- ・受注者が実施する照査結果により、計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等が生じた場合（受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合）、それらに要する費用の負担は発注者の責任において行うものとする。この場合、受注者に資料等の作成を指示する場合は、設計変更により、その費用を負担する。⇒「第2章 設計図書の照査」参照

(事例)

- ・設計図書に示された土質や想定支持地盤が、現地条件と一致しない場合
- ・設計図書に示された地下水位が、現地条件と一致しない場合
- ・設計図書に示された配管等が、現地条件と一致しない場合
- ・設計図書に示された交通誘導警備員の人数等が、道路使用許可等の内容と一致しない場合等

1-3-5 予期することのできない特別な状態が生じた

契約約款第18条第1項第5号

○ 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

(説明)

- ・設計図書に施工条件として明示されていないが、工事实施の前提となる事項について、契約後に予期することのできない特別な状態が生じた場合は、発注者に発生事項を通知し、当該事実の確認を請求しなければならない。
- ・発注者は、受注者から確認を請求された場合、受注者立会の上、直ちに調査し、調査結果を速やかに受注者に通知しなければならない。

(事例)

- ・ 施工中に地中障害物を発見し、工事の支障となった場合
- ・ 施工中に埋蔵文化財を発見し、調査が必要となった場合
- ・ 工事範囲の一部に軟弱地盤があり、地盤改良が必要となった場合等

1-3-6 発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更

契約約款第19条

- 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(説明)

- ・ 発注者は、住民要望、周辺環境等の与条件を十分に検討した上で、工事を発注しているが、発注後の事情変化により、設計図書を変更する必要があると認める場合、発注者は変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。

(事例)

- ・ 周辺住民との協議により、変更する必要があると認める場合
- ・ 関係官公署の行政指導により、変更する必要があると認める場合
- ・ 関連工事との調整により、変更する必要があると認める場合
- ・ 施設の維持管理又は利用方法が具体化したことにより、変更する必要があると認める場合等

1-3-7 受注者の責によらない事由による工事の一時中止

契約約款第20条（抜粋）

- 受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるとき又は第18条第1項の事実についての確認が、発注者と受注者との間で一致しない場合において、受注者が工事を施工することができないと認められるときは、発注者は、工事の中止について直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認められるときは、工事の中止について受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場等を維持するために増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(説明)

- ・受注者の責に帰すことができない事由により工事目的物等に損害を生じ又は工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められる場合は、発注者は工事を一時中止させなければならない。

⇒「第3章 工事一時中止」参照

- ・発注者は、工事を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、工事現場等を維持するための費用等を負担しなければならない。

(事例)

- ・設計図書に定められた着手時期に、受注者の責によらず施工できないため、工事を一時中止した場合
- ・関係官公署等の協議が未了のため、工事を一時中止した場合
- ・管理者間協議の結果、施工できない期間が設定されたため、工事を一時中止した場合
- ・受注者の責によらないトラブル(地元調整等)が生じたため、工事を一時中止した場合
- ・予見できない事態が発生した(地中障害物の発見等)ため、工事を一時中止した場合
- ・工事用地の確保ができない等のため工事を一時中止した場合
- ・設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため工事を一時中止した場合
- ・埋蔵文化財の発掘(発見)又は調査、その他の事由により工事を一時中止した場合等

1-3-8 受注者の請求による工期の延長

契約約款第21条

- 受注者は、自己の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完了することができないときは、その理由を明示して、発注者に工期の延長を請求することができる。
- 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(説明)

- ・受注者は、関連工事の影響等、受注者の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期延長変更を請求することができる。

(事例)

- ・関連工事等の影響により、工期延長が必要な場合
- ・その他受注者の責に帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合等

1-3-9 発注者の請求による工期の短縮

契約約款第22条

- 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮を受注者に請求することができる。
- 発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について通常必要とされる工期に満たない工期とすることを受注者に請求することができる。
- 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められたときは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(説明)

- ・発注者は、関連工事の影響など、発注時には想定できなかった条件の変更等の特別な事由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に書面で請求することができる。

(事例)

- ・関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合
- ・その他の事由（地元調整、関係機関調整等）により工期の短縮が必要な場合等

1-4 仮設及び施工方法等の設計変更

1-4-1 基本的な考え方

工事目的物を完成させるために必要な仮設及び施工方法その他一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、受注者がその技術力等を発揮するところであり、施工主体である受注者の責任による自主的な選択が原則である。

一方、受注者の自主的な選択を制限する必要がある場合は、設計図書等に特別の定めを明示し、「施工方法等」を指定することができる。

契約約款第1条第3項

- 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

1-4-2 任意と指定の考え方

	任意	指定
設計図書	施工方法等について具体的に指定しない	施工方法等について具体的に指定する
施工方法等の変更	受注者の任意（施工計画書等の修正、提出は必要）	発注者の指示又は承諾が必要
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象としない	設計変更の対象とする
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする

1-4-3 任意における不適切な対応事例

- ・〇〇工法で積算しているので、「〇〇工法以外での施工は不可」との対応
- ・標準歩掛かりではバックホウで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応
- ・新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応

1-4-4 指定とする場合の事例

- ・関係官公署との協議により制約条件のある場合
- ・特許工法又は特殊工法を採用する場合
- ・環境対策等、第三者に特に配慮する必要がある場合
- ・他の工事等に使用するため仮設物を工事完了後も存置する必要がある場合等

1-4-5 任意仮設と指定仮設

(1) 任意仮設

発注者は、設計図書に仮設の構造、規格、寸法、施工方法等を決定するために必要な条件のみを明示する。受注者は、明示された条件に基づき、その責任において自主的に仮設、施工方法等を選択し、安全性の確認等、必要な検討を行い施工する。

(2) 指定仮設

関係官公署等との協議や第三者との調整等により、「仮設及び施工方法等」を指定する必要がある場合、発注者は設計図書等に仮設の構造、規格、寸法、工法等の特別な定めを明示し、指定する。

1-4-6 仮設の設計変更の留意点

(1) 任意仮設

任意仮設は、受注者がその責任において定めるものであり、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。ただし、任意であっても、当初積算時の想定条件と現地条件が異なる場合や、新たな制約条件が追加された場合には設計変更の対象とする。

(事例)

- ・土質や想定支持地盤が想定と現地で異なる場合
- ・管理者との協議により、新たな条件を付された場合など

(2) 指定仮設

指定仮設は、設計変更の対象とする。

第2章 設計図書の照査

2-1 「設計図書の照査」の基本事項

2-1-1 「設計図書の照査」に係る規定

契約約款第18条（条件変更等）及び標準仕様書では、次のように受注者が設計図書の照査を自らの負担で行うことになっている。

契約約款第18条（条件変更等）

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、発注説明書及び質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く）。
- (2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が相違すること。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら各項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後速やかに、その結果を受注者に通知しなければならない。

4 前項の調査の結果、第1項の事実が発注者と受注者との間において確認された場合は、発注者は、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

標準仕様書 第1章総則 第1節一般事項

1.1.4 設計図書の照査等

(2) 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約約款第18条（条件変更等）第1項第1号から第5号までに係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければ

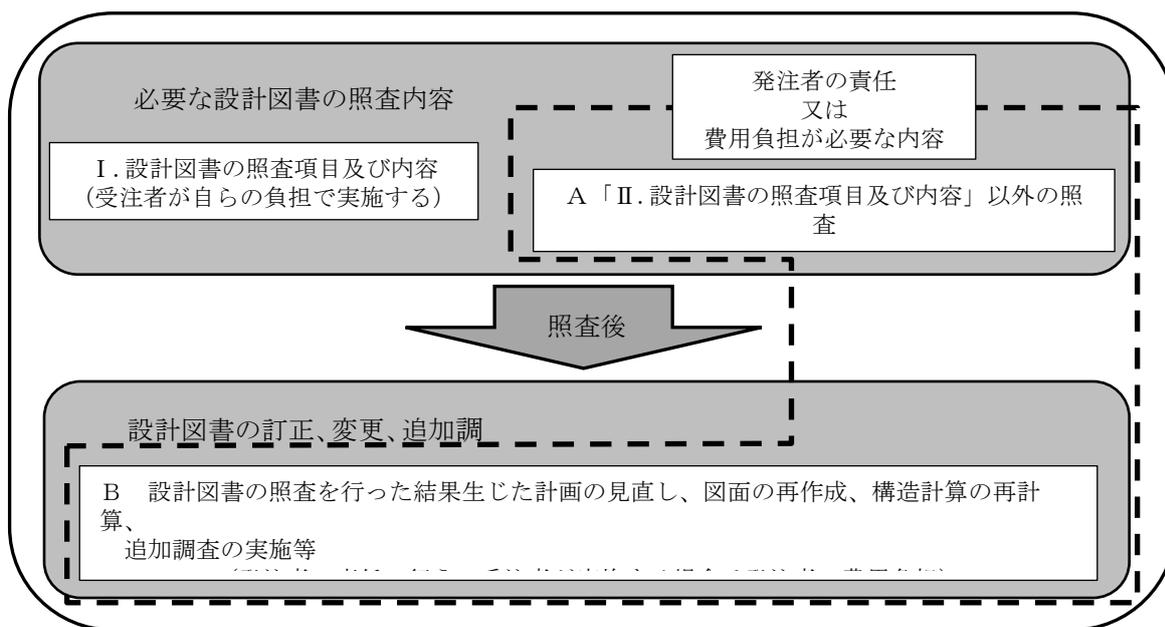
ならない。

なお、確認できる資料とは、現場地形図、施工図等を含むものとする。

また、受注者は、監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は、その要求に従わなければならない

2-1-2 「設計図書の照査」の位置づけ

- (1) 受注者は、工事請負契約書及び標準仕様書に基づいて、設計図書の照査を行うこととなる。
- (2) 標準仕様書1.1.4「設計図書の照査」に記載のあるとおり、照査結果から契約約款第18条にある、現場と設計図書が一致しないこと的事实を監督員が確認できる資料（現地地形図、施工図等）の作成は、受注者の負担により作成を行う。
- (3) また、照査結果により、計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等が生じた場合、それらに要する費用の負担は発注者の責任において行うものとする（受注者に作成を指示する場合は、その費用を発注者が負担する。）。
それぞれの位置付けを下図に示す。



2-1-3 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの（事例）

2-1-2図中のAに該当するもの

- ① 「設計要領」や「各種示方書」等に記載されている対比設計。
- ② 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
- ③ 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。

2-1-2図中のBに該当するもの

- ④ 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画

の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。

- ⑤ 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
- ⑥ 現地測量の結果、排水計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の横断計画の見直しが必要となるもの。
- ⑦ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑧ 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑨ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- ⑩ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑪ 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑫ 舗装工事の縦横断設計（当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断面図が示されておらず標準仕様書に基づいて縦横断設計を行うものは設計図書の照査に含まれる。）。
- ⑬ 新たな工種追加や設計変更による構造計算及び図面作成。
- ⑭ 要領等の変更に伴う構造計算及び図面作成。
- ⑮ 照査の結果必要となった追加調査の実施。

〈例〉・ボーリング調査

- ・杭打・大型重機による施工を行う際の近隣の家屋調査
- ・トンネル漏水補修工（裏込め注入工）の施工に際し、周辺地域への影響調査
- ・路床安定処理工における散布及び混合を行う際の粉塵対策
- ・移設不可能な埋設物対策

（注）なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図、並びに監督員に条件変更の確認を請求する場合の資料作成については、受注者の費用負担によるものとする。

第3章 工事一時中止

3-1 発注者の中止指示義務

(1) 受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

受注者は、工事施工不可要因を発見した場合、速やかに発注者と協議を行う。発注者は、必要であれば速やかに工事中止を指示する。

契約約款第20条（工事の中止）第1項

○ 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるとき、又は第18条第1項の事実についての確認が、発注者と受注者との間で一致しない場合において、受注者が工事を施工することができないと認められるときは、発注者は、工事の中止について直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

※以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考えとする。

(2) 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取扱いについては以下のとおり。

① 工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。

② 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延長※となった場合は、技術者の途中交代が認められる。【東京都工事施行適正化推進要綱 第6.3.一】

※ 大幅な工期延長とは、契約約款第46条（受注者の解除権）第1項第2号を準拠して、「工期延長期間が当初工期の10分の5（工期の10分の5が180日を超えるときは、180日）を超える場合」を目安とする。

3-2 工事を中止すべき場合

(1) 受注者の責に帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合は、①「工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき」、②「暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき」、③「第18条第1項の事実についての確認が、発注者と受注者との間で一致しない場合において、受注者が工事を施工することができないと認められるとき」の3つが規定されている。【契約約款第20条】

① 工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合

ア) 発注者の義務である工事用地等の確保が行われなかったため（契約約款第16条）施工できない場合

② 自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合

ア) 「自然的又は人為的な事象」は、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動も含まれる

イ) 「工事現場の状態の変動」は、地形等の物理的な変動だけでなく、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい示威行為も含まれる

③ 第18条第1項の事実についての確認が、発注者と受注者との間で一致しない場合において、受注者が工事を施工することができない場合

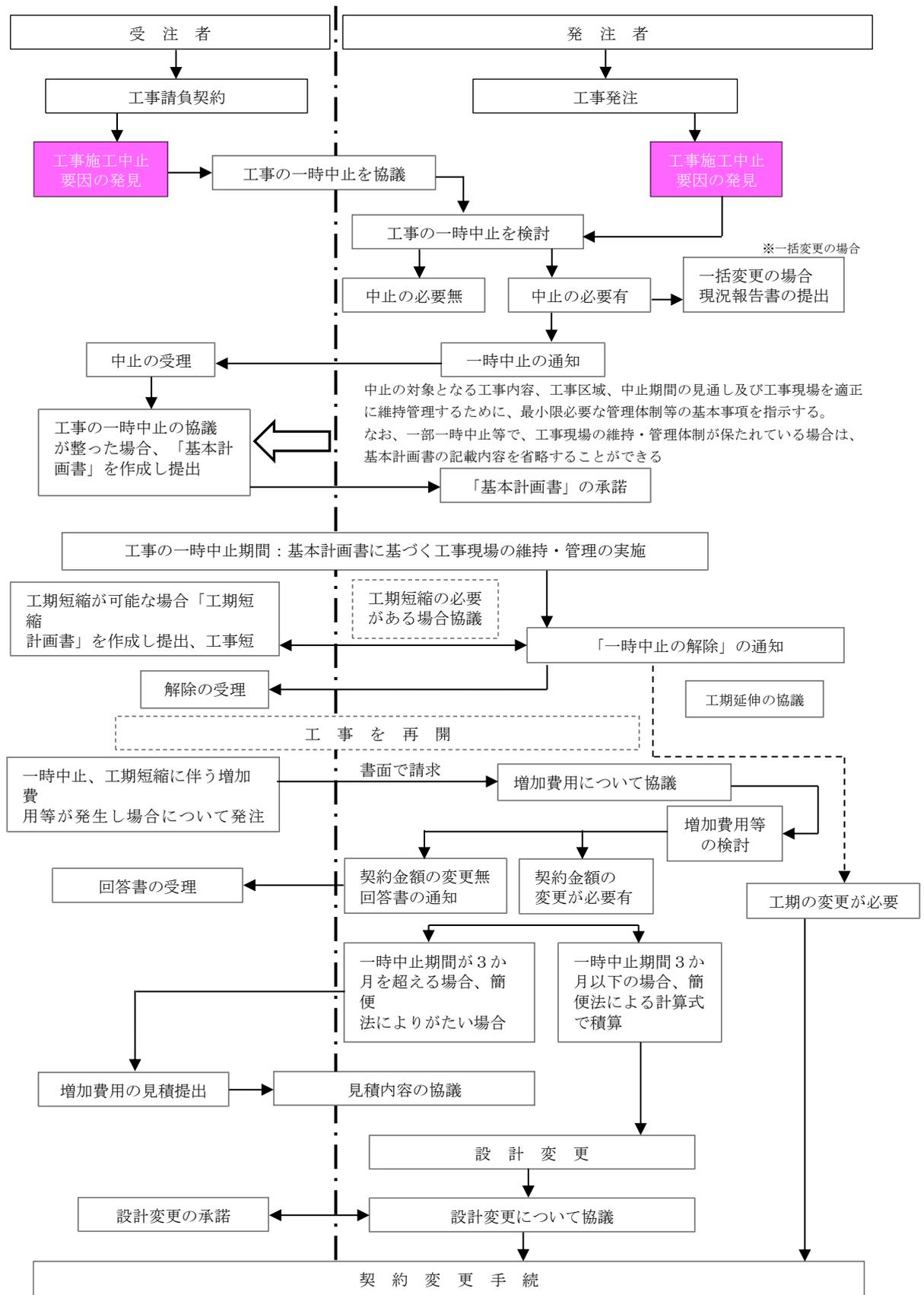
ア) 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが不可能な場合

イ) 地中障害物の発見など、予期することのできない特別な状態が生じたため施工を続けることが不可能な場合

(2) 上記の3つの規定以外に、発注者は必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。

※ 一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要である。「施工できないと認められる状態」とは、物理的に施工が不可能であるなど、客観的に「施工できないと認められる」場合を意味する。

3-3 工事の一時中止に係る基本フロー



3-4 工事の一時中止に係る基本フローの解説

- (1) 工事の施工中止要因は、発注者と受注者により「工事の（全部又は一部）一時中止」について協議及び検討（工事現場を適正に維持管理するための検討を含む）すること。

なお、工事の（全部又は一部）一時中止期間が契約約款第46条（受注者の解除権）第1項第2号に該当する場合、受注者に契約の解除権が発生するため、そのことも踏まえ検討すること。

① 「中止の時期」の確認

② 中止期間の見通しの確認 → 特に常駐させる技術者等の取扱いに留意

- (2) 協議及び検討の結果、工事の（全部又は一部）一時中止が必要な場合、発注者は受注者に速やかに書面で通知すること。【契約約款第20号】

また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示すること。

- (3) 受注者は、工事の（全部又は一部）一時中止の指示があった場合、標準仕様書 1.1.9に基づき「基本計画書」※を提出し承諾を得ること。

① 実施内容を明記（増加費用の積算に反映される）

② 管理責任者の所在を明記

③ 詳細については、発注者と受注者の協議により決定

※【基本計画書の記載内容】

ア 中止時点における工事の出来形、職員（労働者又は技術職員）の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること

イ 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること

ウ 工事現場の維持・管理に関する基本的事項

なお、一部一時中止等で、工事現場の維持・管理体制が保たれている場合は、基本計画書の記載内容を省略することができる。

- (4) 発注者は、工事の（全部又は一部）一時中止解除について、書面にて受注者に工事の（全部又は一部）一時中止を解除（再開）する日時等を通知すること。

★ 中止期間の確定（一時中止の場合は、一時中止に伴う工期延長日数）

- (5) 発注者は一時中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る。

- (6) 受注者は発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合は、その方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。

- (7) 受注者は、「基本計画書」に基づいて工事現場の維持・管理を実施した結果、実際に要した増加費用等について、書面にて請求することができる。

発注者は、受注者からの請求を受理した際、増加費用等について協議すること。

- (8) 中止期間が3か月を超える場合や簡便法による算定式によりがたい場合は受注者から増額費用に係る見積りの提出を求めること。工事の一部を一時中止させて工期

を延長し、共通費の変更を行う場合、当該工事の一時中止期間に係る増加費用には率共通費に含まれない費用を計上する。

(9) 発注者と受注者は、見積りの内容について実施内容が証明できる資料を基に協議すること。

- ① 作業報告書・技術者等の給与が証明できる資料等
- ② 見積りに対する妥当性の確認が出来る証明書類の提出が必要。

参考 工事の一時中止に伴う増加費用等について

工事の一時中止に伴う増加費用等について、基本的な考え方を以下に示す。

1 増加費用に関する基本事項

工事請負契約約款第20条第3項

発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止した場合において、必要

があると認められるときは、工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場等を維持するために増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

工事請負契約約款第24条

契約金額の変更については、発注者と受注者が協議して定める。

第2項 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な額については、発注者と受注者が協議して定める。

第3項 前2項の協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

対象工事

予測し難い理由により、施工途上にある工事の主要部分を長期にわたって中止したため著しい増し分費用が生じたものとする。（昭和57年3月29日付け建設省官技発第116号「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについて」

1-1 本工事施工中に中止した場合

(1) 増加費用等の適用

- ① 発注者が工事の一時中止（部分中止により工期延長となった場合を含む。）を指示した場合、それに伴う増加費用等について発注者に請求することができる。
- ② 増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、中止により工期延長となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。

(2) 増加費用として積算する範囲

- ① 工事現場の維持に要する費用
 - ・中止期間中において、工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者若しくは技術職員を保持するために必要とされる費用等
 - ・中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用
- ② 工事体制の縮小に要する費用
 - ・工事中止における工事体制から、中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等

③ 工事の再開準備に要する費用

- ・工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等

④ 中止により工期延長となる場合の費用

- ・工期延長となることにより追加で生じる社員等給与、工事現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等

⑤ 工期短縮を行った場合の費用

- ・工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む。）に起因する場合の工期短縮に要する費用等
- ・工期短縮の要因が受注者に起因する場合は、増加費用を見込まないものとする。

※ 本工事とは、工事目的物又は仮設に係る工事

※ 積算上の取扱いについては、参考-5参照

1-2 工期短縮を行った場合（当初設計から施工条件の変更がない場合）

（1）増加費用の考え方

① 工期短縮の要因が発注者に起因するもの…【増加費用を見込む。】

例）・工種を追加したが工期延長せず当初工期のままとした場合

② 工期短縮の要因が受注者に起因するもの…【増加費用は見込まない。】

例）・工程の段取りミスがあり、当初工程を短縮せざるを得ない場合

③ 工期短縮の要因が自然条件（災害等含む。）に起因するもの

…【増加費用を見込む。】

例）・想定以上の悪天候により、当初予定の作業日数の確保が見込めず工期延長が必要であるが、何らかの事情により、工期延長ができない場合

- ・自然災害で被災※を受け、一時作業ができなくなったが、工期延長をせず、当初工期のまま施工する場合

※災害による損害については、契約約款第29条（天災その他の不可抗力による損害）に基づき対応

（2）増加費用を見込む場合の主な項目の事例

① 当初昼間施工であったが、工種追加により夜間施工を追加した場合は、夜間施工の手間に要する費用。

② パーティー数を増加せざるを得ず、建設機械等の台数を増加させた場合に要する費用。

③ その他、必要と思われる費用。

※ 増加費用の内訳については、発注者と受注者で協議を行うものとする。

1-3 中止に伴う増加費用の算定

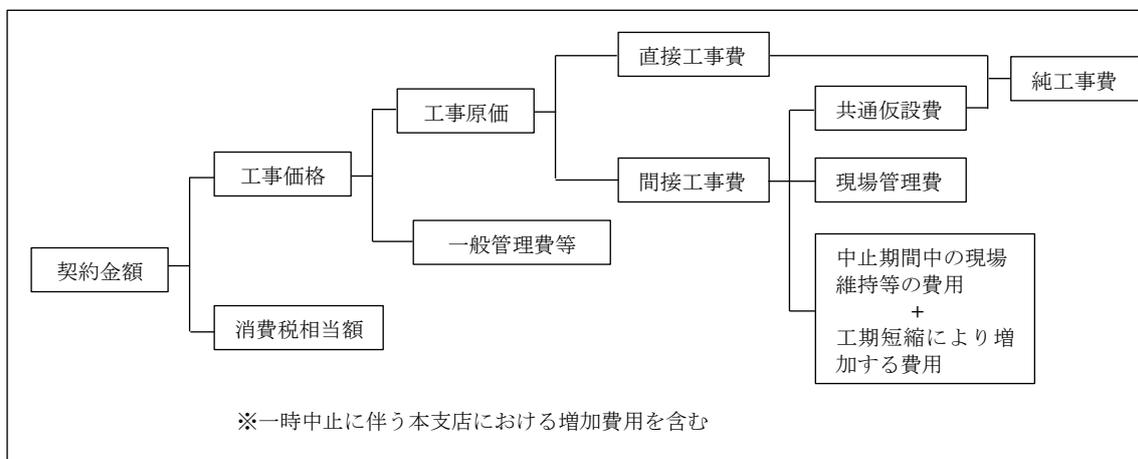
① 受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の

費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など受発注者間で協議して行う。

- ② 増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算する。再開以降の工事にかかる増加費用は、従来どおり設計変更で処理する。
- ③ 一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

1-4 増加費用等の構成

中止期間中の現場維持等に要する費用を工事原価に含め一般管理費等の対象とする。



1-5 積算基準による算定

増加費用を積算基準により算定する場合、中止期間中の現場維持管理等に要する費用として積算する内容は、積上げ項目及び率項目とする。

(1) 積上げ項目

- ① 直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用
 - ・ 直接工事費に計上された材料（期間要素を考慮した材料）及び仮設費に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額及び補修費用
 - ・ 直接工事費、仮設費及び事業損失防止費における項目で、現場維持等に要する費用

(2) 率で計上する項目

- ① 運搬費の増加費用
 - ・ 現場搬入済みの建設機械の工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用
 - ・ 大型機械類等の現場内小運搬

- ② 安全費の増加費用
 - ・ 工事現場の維持に関する費用
 - ※保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に関する費用
- ③ 役務費の増加費用
 - ・ 仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金
- ④ 営繕費の増加費用
 - ・ 現場事務所、労務者宿舎、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用
- ⑤ 現場管理費の増加費用
 - ・ 現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料等手当及び労務管理費等に要する費用

注) ・ 標準積算は工事全体の一時中止（部分中止による工期を延長した場合を含む。）に適用し、維持工事等のうち経常的な工事である場合及び一時中止期間が3か月を超える場合は適用不可。

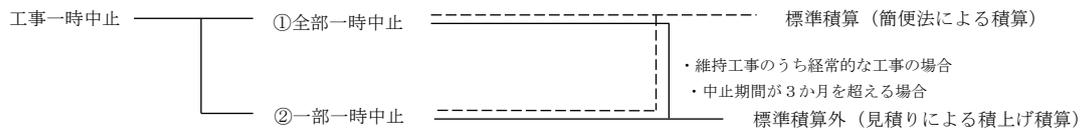
- ・ 標準積算によりがたい場合は、別途、見積による積上積算とする。

2 全部一時中止と一部一時中止の違い

「全部一時中止」と「一部一時中止」

契約約款第20条では、工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨等、自然的又は人為的な事象であって、受注者の責に帰すことができないものにより、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知する。

工事の一時中止には、①工事の全部を中止する場合（全部一時中止）、②工事の一部を中止する場合（一部一時中止）があり、契約上の取扱いや増加費用の計上方法が異なる。



	全部一時中止 (工事全体の中止)	一部一時中止
中止の範囲	工事範囲全体	工事範囲において工事が施工できない部分 (中止の通知の際に図面に中止箇所を図示)
契約解除できる時期 (契約約款第46条)	中止期間が工期の10分の5を超えるとき。 (工期の10分の5が180日を超えるときは180日)	中止部分を除いた他の部分の工事が完了した後 90日を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
工期変更	原則として、中止期間を工期延長することが考えられる。	一部一時中止に伴う影響期間について工期延長する。
簡便法による 増加費用の 算定方法	中止期間が3か月以内の場合は標準積算（簡便法による計算式）による $G = dg \times J + \alpha$ dg：一時中止に係る現場経費率（単位：％ 少数第4位四捨五入3位止め） J：対象額（一時中止時点の契約上の純工事費）（単位：円 1,000 円未満切り捨て） α：積上げ費用（単位：円 1,000 円未満切り捨て） 一時中止に係る現場経費率（dg） $dg = A \left\{ \left(\frac{J}{a \times J^b + N} \right)^b - \left(\frac{J}{a \times J} \right)^b \right\} + (N \times R \times 100) / J$ N：一時中止日数 R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役） A・B・a・b：工種毎に決まる係数	
	Nは一時中止日数	Nは一部一時中止に伴う工期延長日数

注) 簡便法の計算に使用する一時中止日数（N）には、
土日祝日及び年末年始を含んだ中止日数を用いる

3 全部一時中止と一部一時中止の積算内容の違い

算定方法の違い

	中止期間が3か月以内の場合 → 簡便法による積算	中止期間が3か月を超える場合 → 全て積上げ積算
全部一時中止 (工事全体が中止)	<p>○率計上項目は、標準積算（率計上）とする。 (社員等給与、現場事務所費用等) ※標準積算の率計上項目の対象日数は「中止期間のN」を用いる。</p> <p>○率計上項目以外は積上げ積算する。 (材料の保管費用、仮設諸機材の損料等) ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とし、必要な経費を計上する。</p>	<p>○全ての増加費用を積上げ積算する。 (社員等給与、現場事務所費用等 + 材料の保管費用、仮設諸機材の損料等) ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とし、必要な経費を計上する。</p>
一部一時中止	<p>①率計上項目は、標準積算（率計上）する。 (社員等給与、現場事務所費用等) ※標準積算の率計上項目の対象日数は「工事延長期間N[〃]」を用いる。</p> <p>②率計上項目以外は積上げ積算する。 (材料の保管費用、仮設諸機材の損料等) ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とし、必要な経費を計上する。</p>	<p>③全ての増加費用を積上げ積算する。 ※積上げ積算の対象期間は、計上項目の内容に応じて判断し、必要な経費を計上する。 ※積上げ積算の対象期間の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社員等給与、現場事務所費用等 ⇒ 「工事延長期間」 ・材料の保管費用、仮設諸機材の損料等 ⇒ 「中止期間」 <p>N[〃] (日): 一部中止に伴う工期延長期間 ※数量増による工期延長日数は除く 標準積算①の率計算に用いる日数 積算基準以外: ③</p>

※工期延長により工期が出水期にかかってしまった場合：出水期間における現場維持等に必要な費用（仮設費用、運搬費用、現場巡視等）は設計変更により計上する。

4 工事一時中止の増加費用の適用範囲及び項目

			中止の時期		
			契約後 準備工着手	準備工期間	本工事施工中
			契約締結後で、現場事務所が未設置、材料等が未手配の状態で測量等の準備工に着手するまでの期間	現場事務所を設置し、測量等の本工事前の準備期間	
中止 期間	土木 工事	～3か月以内	増加費用は計上しない。 ※全部中止の場合は技術者の専任の解除 ※中止期間が工期の1/2(180日)を超えた場合等は契約の解除権が発生	積上げ積算 ※(5)表項目について費用の明細書に基づき受発注者協議 【積算例】 ○安全費 ・工事看板損料 ○営繕費 ・現場事務所の維持費 ・土地の借地料 ○現場管理費 ・現場従業員手当等が想定される	簡便法による積算又は積上げ積算 (簡便法：増加費用 $G = dg \times J + \alpha$) 率 (dg) × 対象額 (J) で計上 dg：一時中止に係る現場経費率 J：中止時点の純工事費 注1) 全部中止の場合に適用 (部分中止により工期延長になった場合を含む) 注2) 経常的な維持工事等は全て積上げ α ：積上げ積算 ※(5)表項目(率分除く)について費用の明細書に基づき受発注者協議
		3か月を超える			積上げ積算 ※(5)表項目について費用の明細書に基づき受発注者協議

(1) 契約後準備工着手前に中止した場合

契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所未設置、材料等が未搬入の状態で、測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。

発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



(1) 基本計画書の作成

- ①契約約款第16条（工事用地の確保等）第2項に「受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とある。
- ②このことから、受注者は必要に応じて、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。
- ③基本計画書の作成に当たっては、再開に備えての方策について、受発注者間で確認し、再開に備えての方策の認識に相違が生じないようにする。
- ④記載内容
 - 1) 中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること
 - 2) 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること
 - 3) 工事現場の維持・管理に関する基本的事項
 - 4) 工事再開に向けた方策

(2) 増加費用

一時中止に伴う増加費用は計上しない。

(2) 準備工期間に中止した場合

準備工期間とは、契約締結後で現場事務所を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。

発注者は、上記の期間中に、本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



(1) 基本計画書の作成

- ①受注者は、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し承諾を得る。
- ②基本計画書の作成に当たっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、再開に備えての方策の認識に相違が生じないようにする。
- ③記載内容
 - 1) 中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設

機械器具等の確認に関すること

- 2) 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること
- 3) 工事現場の維持・管理に関する基本的事項
- 4) 工事再開に向けた方策

(2) 増加費用

- ①増加費用は、安全費（工事看板の損料）、営繕費（現場事務所の維持費、土地の借地料）及び現場管理費（監理技術者又は主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当）等が想定される。
- ②増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など発注者・受注者が協議して決定する。（積算は受注者から見積りを求め行う。）

5 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについて

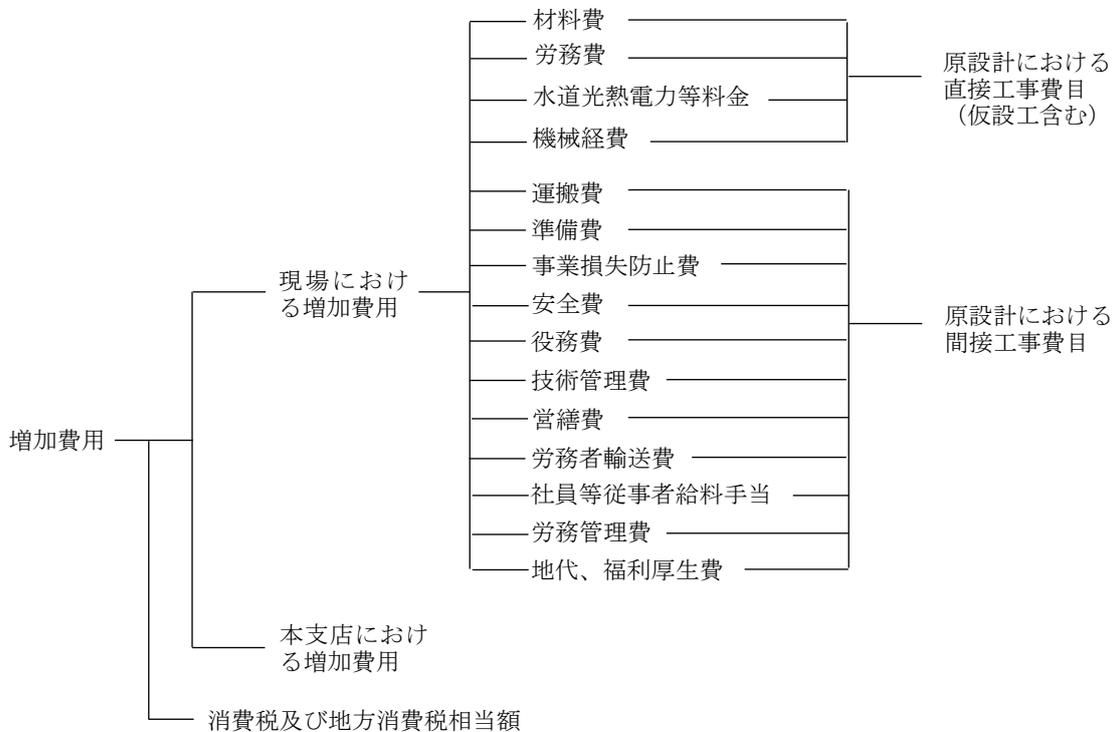
(1) 増加費用の範囲

増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事再開準備に要する費用とする。

- ① 工事現場の維持に要する費用
- ② 工事体制の縮小に要する費用
- ③ 工事の再開準備に要する費用
- ④ 中止により工期延長となる場合の費用
- ⑤ 工期短縮を行った場合の費用

(2) 増加費用の構成費目

増加費用の構成は次のとおりとする。



(3) 増加費用の費用と内容

① 現場における増加費用

ア 材料費

1) 材料の保管費用

工事を中止したために、原設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等へ保管する必要があると認めた場合の保管料及び入出庫手数料

2) 他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を中止したために、原設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の

材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

3) 直接工事費に計上された材料の損料等

原設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の中止期間に係る損料額及び補修費用

イ 労務費

1) 工事現場の維持等に必要な労務費

中止後の労務費は、原則として計上しない。

ただし、トンネル、潜函等の特殊な工事において必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があるため、発注者・受注者と協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用

2) 他職種に転用した場合の労務費の差額

工事現場の保安等のために、発注者・受注者と協議により工事現場に常駐させた、トンネル、潜函工など特殊技能労務者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

ウ 水道光熱電力料金

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持等のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により中止期間中稼動(維持)させるために要する水道光熱電力等に要する費用

エ 機械経費

1) 工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち原設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

a 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費(組立て、解体費を含む。)が存置する費用を上回る事等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用(組立て・解体費、管理費を含む。)

b 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運転費用

2) 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運転費用

中止時点で現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が原設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

オ 運搬費

1) 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

中止時点で現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が原設計に計

上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

2) 大型機械類等の現場内運搬

原設計に計上した機械類、資材等のうち、工事が中止されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示し又は発注者・受注者の協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用

カ 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員若しくは労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の後かたづけ、再開準備のために諸準備・測量等で、発注者が指示し又は発注者・受注者と協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

キ 仮設費

1) 仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、原設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用

2) 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

原設計には計上されていないが、中止に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは発注者・受注者と協議により発注者が必要と認められた仮設等に要する費用（補助労力・保安要員費を含む。）

ク 事業損失防止施設費

原設計には計上されていないが、中止に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示し又は発注者・受注者と協議により発注者が必要と認めた事業損失防止施設費に要する費用（補助労力・保安要員費を含む。）

ケ 安全費

1) 既存の安全設備に係わる費用

中止以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として原設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の中止期間に係る損料及び維持補修の費用

2) 新たな工事現場の維持等に要する安全費

原設計には計上されていないが、中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは発注者・受注者と協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）

コ 役務費

1) 材料置場等の敷地の借上げ料原設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の中止期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用

2) 電力・水道等の基本料

原設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る中止期間中の基本料

サ 技術管理費

原則として増加費用は計上しない

シ 営繕費

中止以前に工事現場に設置済の営繕施設のうち原設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における中止期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用

ス 労務者輸送費

原設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において発注者・受注者と協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用

セ 社員等従業員給料手当

中止期間中の工事現場の維持等のために、発注者・受注者と協議により定めた次の費用

- 1) 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用
- 2) 中止時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用
- 3) 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用

ソ 労務管理費

- 1) 他の工事現場へ転入する労務者の転出入に要する費用

中止によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。

なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。

- 2) 解雇・休業手当を払う場合の費用

受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認められた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用

タ 地代

現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用

チ 福利厚生費等

現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用

② 本支店における増加費用

中止に係わる工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

③ 消費税及び地方消費税相当額

現場及び本支店における増加費用に係わる消費税に相当する費用

(4) 材料等の価格等の取扱い

増加費用の各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税相当分を含まない。

(5) 中止期間中の現場維持等に要する費用

■ は、本工事施工中において3ヶ月以内の一時中止の場合の率計上項目

ア 材料費	① 材料の保管費用 ② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費 ③ 直接工事費に計上された材料の損料等
イ 労務費	① 工事現場の維持等に必要なる労務費 中止後の労務費は、トンネル、潜函等を除き、原則として計上しない。 ② 他職種に転用した場合の労務費差額
ウ 水道光熱電力等料金	現場に設置済の施設を維持等のために指示あるいは協議により中止期間中稼働させるために要する水道光熱電力等費用
エ 機械経費	① 工事現場に存置する機械の存置費用、運転費用
オ 運搬費	① 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用 ② 大型機械類等の現場内運搬
カ 準備費	通常の準備作業を超える跡かたづけ、再開準備に要する費用で指示あるいは協議により必要と認められたものは別途積上げにより計上する
キ 仮設費	① 仮設諸機材の損料 ② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用
ク 事業損失防止施設費	仮設費に準じて積算した費用
ケ 安全費	① 既存の安全設備に係る費用 ② 新たな工事現場の維持等に要する安全費
コ 役務費	① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料 ② 電力・水道等の基本料
サ 技術管理費	原則として増加費用は計上しない。
シ 営繕費	現場に設置済の営繕施設のうち元設計に計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額等
ス 労務者輸送費	元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において、受発注者協議により認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用
セ 社員等従業員給料手当	中止期間中の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた費用
ソ 労務管理費	① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用 ② 解雇・休業手当を払う場合の費用
タ 地代	現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用
チ 福利厚生費等	現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用

(6) 増加費用の設計書における取扱い

増加費用は、中止した工事の設計書の中に〔中止期間中の現場維持等の費用〕として、原契約の契約金額とは別に計上するものとする。ただし、設計書のうえでは、原契約に係わる契約金額と増加費用の合算額を契約金額とする。

(7) 増加費用の事務処理上の取扱い

- ① 増加費用は、原契約と同一の予算費目をもって、変更設計の例にならい、契約変更する。
- ② 増加費用の積算は、工事再開後速やかに発注者と受注者が協議して行うものとする。

6 基本計画書の作成例

(1) 中止期間中の業務

1) 現場点検の実施

一般者及び歩行者が円滑に通行できるよう、1日1回以上の現場点検を実施する。
不具合発生時には、監督員に報告するとともに、緊急処置のできる体制を整えておくこと。

2) 緊急時の対応

震度4以上の地震発生時及び台風や積雪等による警報発令時には、現場点検を実施するとともに、別紙による緊急時の体制を築き、災害に対する対応・災害防止のための処置をとるものとする。

3) 中止期間中の実施作業

中止解除（現場着工）時に円滑に工事が実施できるように、下記業務を実施すること。

①現地調査

工事区間内の現状について、測量及び地下埋設物件等の調査を行い、変更の必要が生じた場合は、監督員と協議する。

②試験掘の立会

企業者の試験掘に対し、すべて立会い埋設箇所の確認を行う。

③施工計画書の作成

現場着工に向けた施工計画書の作成を行い、監督員の承認を得る。

④道路調整会議の出席

⑤道路工事等協議書の作成

現場着工に向けた道路工事等協議書を作成する。

中止期間中の業務内容を明記

(2) 中止期間中の体制

中止期間中の体制は以下のとおりです。

現場代理人……常駐

監理技術者……非専任（東京都工事施行適正化推進要領・同解説による。）

施工担当者……代理人及び監理技術者が対応できない業務が発生した場合、監督員と協議のうえ、社員を配置する。

また、別紙現場組織表・安全衛生管理組織に記載した担当者は、担当を解除せず、業務が発生した都度、役割を果たすこと。

現場作業が無い又は非専任の場合は、給与等の請求はできない

非専任の場合は、給与等の請求はできない

一時中止に伴う増し分費用の基礎資料

7 簡便法による積算の計算例

工事一時中止に伴う積算方法（標準積算：簡便法による場合）

一時中止期間：90日

中止期間中の現場維持費等の費用（単位：円 1,000円未満切り捨て）

$$G = d g \times J + \alpha$$

$d g$ ：一時中止に係る現場経費率（単位：% 小数第4位四捨五入3位止め）

J ：対象額（一時中止時点の契約上の純工事費）（単位：円 1,000円未満切り捨て）

α ：積み上げ費用（単位：円 1,000円未満切り捨て）

$$d g = A \left\{ \left(\frac{J}{a \times J b + N} \right) B - \left(\frac{J}{a \times J b} \right) B \right\} + (N \times R \times 100) \div J$$

N ：一時中止日数（日）ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延長日数

$A \cdot B \cdot a \cdot b$ ：工種毎に決まる係数（「別表—1 工種別係数表」による）

工種区分：河川・道路構造物

地域区分：市街地（DID地区・準じる地区）

$$A = 197.2$$

$$B = -0.1562$$

$$a = 0.8251$$

$$b = 0.3075$$

$$J = 200,000,000 \text{ 一時中止時点の契約上の純工事費}$$

$$N = 90 \text{ 一時中止日数}$$

$$R = 23,000$$

$$\alpha = 0 \text{ 積み上げ費用}$$

$$d g = A \left\{ \left(\frac{J}{a \times J b + N} \right) B - \left(\frac{J}{a \times J b} \right) B \right\} + (N \times R \times 100) \div J$$

$$d g = 2.064648418$$

$$2.065\%$$

中止 90日、積み上げ分0円の場合の増し分費用

純工事費	$d g$ (%)	G (円)
50,000,000	5.878	2,939,000
100,000,000	3.411	3,411,000
200,000,000	2.065	4,130,000
500,000,000	1.136	5,680,000

※設計変更する変更契約金額は、落札比率を乗じること

別表-1 工種別係数表

工種区分	係数 A			係数 B	係数 a	係数 b	
	地方部（一般交通等の影響なし）	地方部（一般交通等影響有）山間僻地離島	市街地（D I D地区・準ずる地区）				
河川工事	739.2	781.0	807.6	-0.2636	0.3687	0.3311	
河川・道路構造物工事	180.4	190.6	197.2	-0.1562	0.8251	0.3075	
海岸工事	105.5	111.4	115.2	-0.1120	1.6285	0.2498	
道路改良工事	339.5	358.7	370.9	-0.1935	0.4461	0.3348	
鋼橋架設工事	550.3	581.5	601.3	-0.2612	0.0717	0.4607	
P C 橋工事	476.3	503.2	520.4	-0.2330	0.8742	0.3058	
橋梁保全工事	180.4	190.6	197.2	-0.1562	0.8251	0.3075	
舗装工事	453.4	479.0	495.4	-0.2108	0.0761	0.4226	
共同溝等工事	(1)	209.6	221.5	229.1	-0.1448	0.1529	0.4058
	(2)	154.8	163.6	169.1	-0.1153	0.3726	0.3559
トンネル工事	293.8	310.3	321.0	-0.1718	0.0973	0.4252	
砂防・地すべり工事	151.0	159.5	164.9	-0.1379	0.4267	0.3357	
道路維持工事	96.0	101.4	104.9	-0.0926	0.1699	0.3933	
河川維持工事	439.2	464.0	479.9	-0.2138	0.0144	0.5544	
下水道工事	(1)	437.5	462.4	478.1	-0.2054	0.0812	0.4356
	(2)	135.2	142.9	147.8	-0.1089	0.2598	0.3771
	(3)	106.4	112.6	116.3	-0.1078	0.5988	0.3258
公園工事	244.3	258.1	267.0	-0.1733	0.2026	0.3740	
コンクリートダム工事	351.8	371.8	384.5	-0.1793	11.6225	0.1998	
フィルダム工事	508.1	536.9	555.1	-0.2055	0.0617	0.4440	
C・C・B O X 工事	256.9	271.4	280.8	-0.1615	8.1264	0.1740	
道路に関する電気設備工事	96.0	101.4	104.9	-0.0926	0.1699	0.3933	
道路以外の電気設備工事	439.2	464.0	479.9	-0.2138	0.0144	0.5544	

8 積み上げによる積算の請求書例

工事一時中止に伴う積算方法（積み上げによる場合）

見積りに対する妥当性の確認が出来る証明書類の提出が必要

（1）増加費用の見積書例

工事一時中止に伴う増加費用等の見積もり	
工事件名	〇〇〇〇〇〇工事
工事場所	東京都〇〇区△△一丁目地内から 同区△△三丁目地内
当初工期	平成〇〇年〇〇月〇〇日 から平成〇〇年〇〇月〇〇日
一時中止期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日 から平成〇〇年〇〇月〇〇日
当初契約金額	¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇
税抜契約金額	¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇
増加金額	¥ 2,571,335
税抜増加金額	¥ 2,448,891
	〇〇〇〇株式会社 〇〇支店

例えば

（1）現場代理人等の給料について



①当該現場での作業内容、②給与等の内訳書、
③給与明細等の資料

（2）福利厚生費、通信交通費、営繕費について



①経費別支払調書、②事務用品の証明書類の提出、
③経費支払い集計調書

工事一時中止に伴う増加費用等の見積もり

工事件名	〇〇〇〇工事					
	規格	単位	数量	単価	金額	適用
一時中止に伴う 増し分費用		式	1		2,448,891	
(1)現場管理費		式	1		2,448,891	
・従業員給料手 当		式	1		2,152,123	
現場代理人		月	3.3	451,199	1,488,956	資料1
監理技術者		月	1.3	210,129	663,167	資料1
・福利厚生費		式	1	35,498	35,498	資料2
・事務用品費		式	1	50,935	50,935	資料2
・通信交通費		式	1	97,500	97,500	資料2
・現場事務所費		式	1	112,835	112,835	
合計					2,448,891	

妥当性の確認ができた項目を積み上げる
（例では、全て確認出来た場合、1,000円未満を
切り捨てた2,448,000円を増加費用として計上）

※設計変更する変更契約金額は、落札比率を乗じること

(2) 増加費用の見積もりによる場合の根拠資料例

① 現場代理人等給料について【資料1】

ア 当該現場での作業内容

中止期間中間報告 ○月 総括表

現場代理人	監理技術者

月	日	曜日	作業の内容	月	日	曜日	作業の内容
○年 ○月	1	金	工事の一時中止指示	○年 ○月	15	金	現地調査（支承物等の確認）
	2	土			16	土	
	3	日			17	日	
	4	月	現地調査（現地測量）		18	月	現地調査（試堀の立会）
	5	火	現地調査（現地測量）		19	火	現地調査（試堀の立会）
	6	水	現地調査（現地測量）		20	水	現地調査（試堀の立会）
	7	木	現地調査（現地測量）		21	木	現地調査（試堀の立会）
	8	金	現地調査（現地測量）		22	金	現地調査（現地照査）
	9	土			23	土	
	10	日			24	日	
	11	月	現地調査（現地測量）		25	月	現地調査（現地照査）
	12	火	現地調査（現地測量）		26	火	道路調整会議（占用企業者）
	13	水	現地調査（支承物等の確認）		27	水	構造物位置の確認（現地照査）
	14	木	現地調査（支承物等の確認）		28	木	構造物位置の確認（現地照査）

イ 給与等の内訳書

※ 工事中止に伴い、監理技術者の専任を解除。工事再開の約1ヶ月前から専任を再開。（別途変更基本計画書を提出）

月別給与支給明細書

【現場代理人 ○○ ○○】

	給与	超勤手当	賞与配賦金	給与手当小計
○月	369,900	110,147	102,825	582,872
○月	369,900	0	102,825	472,725
○月	369,900	23,725	102,825	496,450
○月(9日分)	165,744	5,932	81,072	252,748
合計	1,275,444	139,804	389,547	1,804,795
対象期間平均	318,861	34,951	97,387	451,199

【監理技術者 ○○ ○○】

	給与	超勤手当	賞与配賦金	給与手当小計
○月				
○月	523,600	0	180,937	704,537
○月(9日分)	234,648	0	81,072	315,720
合計	758,248	0	262,009	1,020,257
対象期間平均	379,124	0	131,005	510,129

現場着手の目処が立ったことから、○月に変更基本計画書を提出し、監理技術者を専任に変更した

ウ 給与明細等の資料（各月の給与明細書、前年の源泉徴収票等）

給与支払報告書 個人別明細書

氏名	東京都〇〇区〇〇〇〇丁目〇番地〇号		性別	〇
生年月日	〇〇〇〇年〇月〇日		年齢	〇歳
職別	本 社	〇〇〇〇	勤務先	〇〇〇〇
給与	基本	300,000	手当	〇
源泉徴収	給与	〇	控除	〇

平成 年分 給与所得の源泉徴収票

支払元	〇〇〇〇株式会社	支払元コード	〇〇〇〇
支払先	〇〇〇〇株式会社	支払先コード	〇〇〇〇
支払額	〇	源泉徴収額	〇
支払元	〇〇〇〇株式会社	支払先	〇〇〇〇株式会社
支払額	〇	源泉徴収額	〇

※個人番号（マイナンバー）は黒塗りし、提出すること。

② 福利厚生費、通信交通費、営繕費について【資料2】

ア 費別支払調書（平成〇〇年 〇月分）

税抜き金額

項目	細別	支払先	金額	備考
事務用品費	コピー代	〇〇〇(株)	37,000	
通信交通費	連絡車	(株)〇〇〇リース	22,500	
現場事務所	レンタルハウス	〇〇〇〇(株)	38,000	
合 計			97,500	

イ 事務用品費の証明書類の提出（請求書の例）

請 求 書

〇〇〇株式会社 御中

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住所 東京都新宿区西新宿〇〇丁目〇番地

会社名 株式会社 〇〇〇リース

代表者 東京 太郎

TEL 03-5320-5217

※弊社よりお知らせしている貴社コードを記入してください

取引コード 〇〇〇〇

今回請求金 ¥23,625

請求番号 1 2 3 4

工事名等 〇〇〇〇工事 名称 メンテナンスカウンター料

※出来高請求の場合には、名称欄に当月末の出来高累計及び今回請求金額を記載してください。

月	日	名称	数量	単位	単 価	金 額	備 考
		ライト/バン	3	日	7,500	22,500	
		値引き					
		消費税				1,125	

※注文書の契約事項を記入してください。

契約書	〇
契約年月日	年 月 日
契約金額	
増減金	
差し引き計	

※〇〇〇〇会社使用欄（記入しないでください）

出来高累計	
支払率 %	
請求額算定	
支払金	
今回	
累計	
1.払切 2.内払()回目 3.精算	

経理担当部

所属

営業所等

ウ 経費支払い 集計内訳調書

	福利厚生費	事務用品費	通信交通費	現場事務所
○月	7,850		22,500	38,000
○月			22,500	38,000
○月	27,648		22,500	38,000
○月		37,000	22,500	38,000
○月(9日分)		13,935	7,500	11,032
合計	35,498	50,935	97,500	163,032

※提出する資料のうち、増加費用の根拠となる項目以外の記載については黒塗り等での提出も可とする。

③ その他の積み上げ項目について

受注者は、「5. 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについて(5)中止期間中の現場維持等に要する費用」で定める率計上項目以外を請求する場合は、様式を適宜定め提出する。

施工条件明示の手引き（抜粋）

施工条件明示について

施工条件の明示は、公共工事の公正な請負契約の根幹を成すものであり、特記仕様書等に適切に明示する必要がある。

施工条件の明示事項

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程	<ol style="list-style-type: none"> 1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3. 関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容及び成立見込み時期 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲 5. 関連する設備工事の機器の総合試運転及び調整期間を全体工期から差し引いた概成工期を設定して発注する場合は、その工期 6. 工事着手前に土壌調査、地下埋設物等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。また、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間
用 地	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期 2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容 3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 4. 受注者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして所有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
環 境 対 策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事に伴う環境対策（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容 2. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等 3. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間 4. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容(処理施設、処理条件等) 5. 周辺住民の要望や関係官公署の指導等により、特別の環境対策を必要とする場合は、その内容
安 全 対 策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通誘導員、警戒船の配置及び交通安全施設等を指定する場合は、その内容 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4. 発破作業等の保全設備及び保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容

明 示 項 目	明 示 事 項
工 事 用 道 路	1. 一般道路を搬入路として使用する場合 (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入路の使用中和及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2. 仮道路を設置する場合 (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間 (2) 仮道路の設置期間及び工事終了後の処置(存置又は撤去) (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容
仮 設	1. 土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2. 仮設の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 3. 仮設の設計条件を指定する場合は、その内容
建 設 副 産 物	1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの、距離、時間等の処分及び保管条件 2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場等を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件
工 事 支 障 物 等	1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容、期間等
薬液注 入関係	1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長と注入量、注入圧等 2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容
そ の 他	1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引渡場所等 3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容 5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容 7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 9. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等 10. 改修工事等で既存躯体の補修を行う場合は、その内容